

## 令和4年度第1回高知県災害医療対策会議 議事概要

1. 日時 : 令和4年5月31日(火) 18:30~20:00
2. 場所 : 高知県庁 2階 第二応接室
3. 出席者 : 岡林弘毅議長、北村龍彦副議長、家保英隆副議長、野村和男委員、西森康夫委員、藤原房子委員、西山謹吾委員、小野憲昭委員、加志崎万蔵委員、吉岡邦展委員、山本常雄委員、本山和平委員、池上隆章委員、谷村正信委員、渡邊理史委員、山崎浩史参与員、齋坂雄一参与員、臼井隆安芸地域会議長、宮内博史中央西地域会議長、田村精平高幡地域会議長  
(名簿記載順) 計20名

### 4. 概要 :

#### 議題

#### (1) 災害時医療救護計画の改定について

事務局から資料1により説明した。質疑応答のうえ、新型コロナウイルス対策に関する記載について、事務局と議長が最終調整のうえ追記することについて承認された。その他の改定案については原案どおり承認された。

#### 【主な質疑】

- 新型コロナウイルスが猛威を振るっており、日本医師会でも新型コロナ時代の避難所マニュアルが策定された。既に第6波、第7波となっており、今回の計画改定において、個人用防護具のことなど、新型コロナウイルス対策を盛り込むべきではないか。
- 細かなところは検討に一定の時間を要するため、今回は総則のところあたりで、コロナの時代に対応した活動について盛り込む方法が考えられる。
- 詳細は見直し検討部会で検討していただければよい。  
→ (事務局)  
第2 医療救護活動の(9) 医療関連感染対策の中で、感染対策に係る支援体制についての記載があり、文言上はここで読める。
- そこに、「コロナ」という文言を入れるよう検討してほしい。

#### (2) 第7期高知県保健医療計画について

事務局から資料2-1、2-2により説明した。質疑応答のうえ、令和4年度の取組のうち通信体制の確保については、事務局と議長が最終調整のうえ修正することについて承認された。その他の記載内容については事務局案通り承認された。

#### 【主な質疑】

- 保健医療調整本部における保健医療政策と災害医療政策の連携については、どのようなことを考えているか。

→ (事務局)

本部と支部が連携し、保健師も一緒に活動を行う体制としている。計画の中では、その他に被災者の心のケアを行うDPAT、医療ボランティアや歯科の救護班等について定めている。

○福祉行政と医療行政が連携し、医療的ケア児の災害対策が進んでいるか。

→ (事務局)

在宅難病患者への支援については、庁内各課が連携し、重点継続要医療者支援マニュアルの改定作業を進めており、支援という面では災害時個別避難計画の作成を急いでいる。市町村とも現状を共有し、説明会やヒアリングを通じて、市町村の中でも保健、医療、福祉が連携してもらおうようお願いしている。

○通信体制の確保について、EMISを確実に入力してもらうため衛星インターネット環境が重要であるが、どう考えるか。

→ (事務局)

衛星電話については医療機関で導入が進んだが、衛星インターネットは整備率が低い。補助制度の活用を促していく。

○災害対策本部としてなど、県が移動基地局を整備できないか。

○災害対策本部は衛星インターネットにより本部と支部が通信できるが、災害対策本部として、医療機関の通信環境について検討した経緯はない。

○県とNTTとの協定により、災害時に何か所か移動基地局を持ってくることについて検討してもらいたい。

→ (事務局)

通信体制の確保については、各医療機関でEMISの入力が行えるインターネット環境の構築という視点も、令和4年度の取組に加える。

○情報は、水の供給の問題における消防等との連携と同じように、医療機関同士に限らず県全体で考える問題である。

○災害対策本部として、検討を進めてほしい。

○資料2-2 基幹災害拠点病院の研修実施がゼロとなっている。高知医療センターのマンパワーが不足しているが、今後に向け県から人的な支援が必要ではないか。

→ (事務局)

医療センターには既に県から職員を派遣しているが、ご意見を庁内で共有する。

○研修は医療センターが直接実施しなくとも、実質は日赤や高知大学と一体となって協力してもらっており、基幹災害拠点病院の実績に数えてよいかもしれない。

### (3) 高知県災害医療対策会議設置要綱の改正について

事務局から資料3により説明し、事務局案どおり承認された。

## 報告

### (1) 医療従事者搬送計画について

事務局から資料4-1～資料4-3により説明し、今後、関係機関と調整のうえ、災害時医療救護計画へ盛り込む内容について見直し検討部会に諮りたい旨を併せて報告した。次の質疑応答があった。

#### 【意見】

○実際に勤務医の方をどれぐらい搬送する必要がある、ヘリで搬送が行えるのか。

→ (事務局)

勤務医については、郡部の医師のうち70数名が高知市周辺に居住しているが、災害対策本部とのヘリの調整により、初日に運べる想定をしている。

○保健医療ということであるが、保健師の搬送は想定していないか。

→ (事務局)

急性期ということで、医療従事者のみを対象として考えている。

○勤務医については、3か所の参集拠点だけで簡単に集まれるのか。

→ (事務局)

課題と考えており、実際に医師の方が3か所の拠点に参集できない場合どうするかは、今後検討する。

○有効かどうか、検証する必要がある。

→ (事務局)

計画全体について、細部を関係者の皆さまと協議して実効性を確保したい。

### (2) 令和4年度災害医療関係予算について

事務局から資料5により説明した。質疑はなし。

### (3) 令和4年度の研修・訓練について

事務局から資料6により説明した。質疑はなし。

## その他

委員より、水防法等の改正に係る要配慮者利用施設である医療機関の義務について質問があり、事務局より、市町村が当該施設を地域防災計画に位置付けた場合に、施設管理者に避難確保計画の策定義務が生じる旨を説明した。